

審査基準及び標準処理期間

令和4年6月1日作成

法令等名	確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項	第10条第5項
処分の概要	認定書の再交付
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	確認事務の委託の手續等に関する規則第9条第2項（駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	交通部駐車管理課管理第二係
問い合わせ先	交通部駐車管理課管理第二係（電話06-6943-1234 内線709-231）
備考	